

定 款

一般社団法人 日本染色協会

第 1 章 総 則

（ 名 称 ）

第1条 本会は、一般社団法人日本染色協会と称する。

（ 事務所 ）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、従たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第 2 章 目的および事業

（ 目 的 ）

第3条 本会は、社員相互間の協調を基礎として染色整理業の体制の確立と健全な発展を図り、もってわが国繊維品等の国際競争力の強化と国民の衣生活の向上に寄与することを目的とする。

（ 事 業 ）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 染色整理業に関する調査研究、情報の収集およびその提供
- (2) 染色整理業の取引関係の改善、経営の合理化等構造改善に関する研究および指導
- (3) 染色整理業の環境、安全等に関わる技術の改善・開発等に関する研究および指導
- (4) 染色整理に関する知識の普及および広報活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。

第 3 章 社 員

（ 社員の資格 ）

第5条 次の各号の一に掲げる者は、本会の社員となることができる。

- (1) 糸及び織物または編物の機械染色整理業を営む者
- (2) 前号に掲げる者をもって組織する団体
- (3) 織物または編物の手加工染色整理業を営む者をもって組織する団体

（ 入 会 ）

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に第7条に定める預託金および会費を添えて申し込むものとする。

2 前項の申込みがあった場合、理事会でその可否を決定する。

（会費等）

第7条 社員は、預託金および会費として、理事会において別に定める額を支払わなければならない。

（任意退会）

第8条 社員は、本会に退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合において、当該社員は、退会届が本会に到着した日の属する月の末日をもって退会したものとする。

（除名）

第9条 社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を毀損しまたは目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該社員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、社員を除名したときは、除名した社員に対しその旨を通知しなければならない。

（資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由がなく第7条の支払義務を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、または解散したとき
- (4) 成年後見または保佐開始の審判が確定したとき

（拠出金品の不返還）

第11条 前3条の場合において、第7条に定める預託金を除いて社員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。また、資格を喪失した日までに生じた義務の履行を免れることができない。

第4章 社員総会

（種別）

第12条 本会の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とする。

（ 構 成 ）

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（ 権 限 ）

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任および解任
- (3) 理事および監事の報酬等の支給総額
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書およびこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

（ 開 催 ）

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

（ 招 集 ）

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対して、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項に関わらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（ 議 長 ）

第17条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

（ 議 決 権 ）

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（ 決 議 ）

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、議長または他の社員を代理人としてその議決権を行使することができる。
- 5 理事会において、社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

(決議の省略)

第20条 理事または社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役 員)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とし、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長および副会長のうちの1名をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事および常務理事をもって同2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

（ 理事の職務および権限 ）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、代表理事である副会長がその職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長および副会長を補佐して、業務を総括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を処理し、専務理事に事故があるときまたは専務理事が欠けたときはその業務を代行する。
- 6 代表理事である会長および副会長並びに業務執行理事である専務理事および常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（ 監事の職務および権限 ）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務および財産の状況を調査することができる。

（ 役員の任期 ）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。
- 3 前2項の規定にかかわらず任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。
- 4 理事または監事がこの法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、あらたに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（ 役員の解任 ）

第27条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（ 役員報酬等 ）

第28条 理事および監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める支給総額の範囲で、理事会において別に定める報酬等支給基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

（ 損害賠償責任の免除 ）

第29条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事または監事（理事または監事であった者

を含む。)の同法第111条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事および常務理事の選定および解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、会日の1週間前までに各理事および各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事または監事が、理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第6項に規定する報告については適用しない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事である会長、副会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会 計

（事業年度）

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画および収支予算）

第39条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告および決算）

第40条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号から第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

（剰余金の処分制限）

第41条 本会に剰余金が生じたときは、社員総会の決議を経て、その全部または一部を積み立て、または翌事業年度に繰り越すものとし、剰余金の分配は行わない。

第8章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第43条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が解散して清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公 告

(公 告)

第45条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第128条第3項の規定によって、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第10章 委 員 会

(委員会)

第46条 本会の事業の執行に関し、会長の諮問機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、社員および社員たる団体の構成員の中から会長が委嘱する。
- 3 委員会の委員は、会長が必要と認めるときは、学識経験者を委嘱することができる。
- 4 委員会の種類、組織および運営に関し必要な規程は、理事会で定める。

第11章 事 務 局

(事務局)

第47条 本会に事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 職員の任免は、会長が行う。但し、重要な職員の任免は理事会の承認を経て会長が行う。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 平成24年 4月 1日 施行
平成24年 5月31日 変更
平成25年12月18日 変更

役 員 名 簿

令和7年6月18日

役 名	氏 名	会 社 又 は 団 体 名	役 職 名
会 長	後藤 勝則	岐セン株式会社	社 長
副 会 長	佐々木 久衛	小松マテーレ株式会社	会 長
副 会 長	鷲 裕一	東海染工株式会社	社 長
副 会 長	高垣 佳宏	和歌山染工株式会社	社 長
副 会 長	山内 一平	倉敷紡績株式会社	執行役員 繊維事業部 繊維業務部長兼技術部長
専務理事	寺嶋 充	事務局(東京事務所)	
理 事	松木 伸太郎	サカイオーベックス株式会社	会 長
理 事	朝倉 剛太郎	日本経編整染工業組合	理事長
理 事	松田 徹	ウラセ株式会社	社 長
理 事	廣田 祐司	日本形染株式会社	社 長
理 事	尾崎 友寿	シキボウ株式会社	上席執行役員 繊維部門長
理 事	大島 直久	事務局(大阪事務所)	
監 事	中村 信治	カンボウプラス株式会社	社 長
監 事	丸山 武宏	朝日加工株式会社	社 長

令和6年度事業報告書

1. 国の施策関係

- ・ BtoC 市場における消費者志向の目線に立った、生活製品の「機能」に着眼した横断的な施策の展開（シナジー効果）、業界とのリレーションシップの向上。
- ・ 外国政府との交渉、規制見直し、サプライチェーンの再構築、I o T活用、人材育成支援等。

2. 取引関係

- ・ 公正な取引の実現に重点を置き、取引条件・慣行の改善に向け具体策を検討。
- ・ 公正取引慣行構築等に向け「自主行動計画」等、取引適正化への取組推進。

3. 労務関係

- ・ 染色職種技能検定制度の運用、普及。
- ・ 中央職業能力開発協会への技能検定委員会委員の派遣。
- ・ 「外国人技能実習の適正な実施等のための取組」推進。

4. 技術及び環境保全関係

- ・ カーボンニュートラル行動計画フォローアップ^oの実施。
- ・ 揮発性有機化合物排出削減に関する自主行動計画の実施。
- ・ フッ素系撥水撥油剤の規制動向への対応。
- ・ 繊維学会、繊維機械学会への参加、交流。

5. 不動産関係

- ・ 現有不動産の管理運営。

6. 調査研究並びに資料収集

- ・ 繊維統計、貿易統計等の収集、分析、提供の実施。
- ・ 染協ニュースの発刊並びにホームページ^oの運営。
- ・ 社員への各種情報提供の実施。

7. 関連業界との協調・連携関係

- ・ 日本繊維産業連盟常任委員として事業運営、各種事業活動に参画。
- ・ 日本繊維産業連盟内通商問題委員会、環境・安全問題委員会、繊維産業流通構造改革推進協議会メンバーとして、各会合に参画。

令和6年度決算公告

(単位:円)

資産の部		負債及び正味財産の部	
流動資産	186,801,071	流動負債	49,178,560
固定資産	181,423,639	固定負債	15,204,000
基本財産	60,198,280	負債合計	64,382,560
特定資産	114,935,311	指定正味財産	－
その他固定資産	6,290,048	(基本財産充当額)	(－)
		(特定資産充当額)	(－)
		一般正味財産	303,842,150
		(基本財産充当額)	60,198,280
		(特定資産充当額)	114,935,311
		正味財産合計	303,842,150
合 計	368,224,710	合 計	368,224,710

令和7年度事業計画書

一般社団法人 日本染色協会

1. 国の施策の活用に関する事業
 - (1) 法令及び行政措置に関する事項
 - (2) 税制に関する事項
 - (3) 中小企業対策に関する事項
2. 取引改善等に関する事業
 - (1) 取引適正化等に関する事項
 - (2) 情報化に関する事項
3. 労務に関する事業
 - (1) 労働条件全般に関する事項
 - (2) 技能検定制度の実施に関する事項
4. 技術及び環境保全に関する事業
 - (1) 省エネルギーと地球温暖化対策に関する事項
 - (2) 環境保全対策に関する事項
 - (3) 繊維製品の安全性に関する事項（消費者対策も含む）
 - (4) その他
5. 不動産の管理運営に関する事業
 - (1) 不動産の管理運営に関する事項
6. 調査研究及び資料収集・提供に関する事業
 - (1) 組織運営に関する事項
 - (2) 繊維統計、貿易統計等に関する事項
 - (3) 関連資料・情報の収集・提供に関する事項
7. 関連業界との協調・連携関係事業
 - (1) 関連業界団体との協調・連携に関する事項
 - (2) 国際協力等に関する事項